

# 消防用設備等技術基準



一宮市消防本部

# 目 次

## 第 1 章 通則編

- 第 1 消防用設備等の設置単位
- 第 2 無窓階の取扱い
- 第 3 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い
- 第 4 床面積及び階の取扱い
- 第 5 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造
- 第 6 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い
- 第 7 収容人員の算定

## 第 2 章 消防用設備等編

- 第 1 消火器具
- 第 2 屋内消火栓設備
- 第 3 スプリンクラー設備
- 第 4 屋外消火栓設備
- 第 5 動力消防ポンプ設備
- 第 6 自動火災報知設備
- 第 7 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 8 非常警報設備
- 第 9 避難器具
- 第 10 誘導灯
- 第 11 排煙設備
- 第 12 連結送水管
- 第 13 非常電源

## 第 3 章 その他の基準等

消防活動用空地等に関する指導基準

一宮市住宅地開発事業に関する消防水利施設の設置指導基準

地区公民館に係る運用基準

特定共同住宅等における防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

高層建築物及び大規模建築物に関する指導基準

消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準

消防用設備等に係る届出等に関する運用について

## 用 語 例

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危険物施設とは、法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- 5 防火戸とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 6 特定防火設備である防火戸とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下同じ。）第112条第1項に規定するものをいう。
- 7 不燃材料とは、建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- 8 準不燃材料とは、建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- 9 難燃材料とは、建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。
- 10 認定品とは、省令第31条の4第2項に規定する登録認定機関が行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

### 凡例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

★：行政指導基準又は法令基準に行政指導を加えた基準であることを示す印